

令和5年5月2日

保護者の皆様

西東京市立上向台小学校
校長 酒見 裕子

5類感染症への移行後の 学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、本校の教育活動に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなります。それに伴い、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第22号）が令和5年4月28日に公布され、同年5月8日から施行されることとなりました。

法律上の位置付けが変更されることを踏まえ、5月8日以降新型コロナウイルス感染症対策について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準について

- ・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とします。
- ・発症した日や、症状が軽快した日の翌日から起算してください。

2 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の証明書等の取得について

- ・陰性証明や、医療機関が発行する検査結果を証明する書類等を提出する必要はありません。

3 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の取扱いについて

- ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童であっても、児童本人に新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止の対象にはなりません。

4 出欠の取扱いについて

- ・感染が不安で休ませたい、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合などは、学校に御連絡ください。学校の判断で、これまでと同様、出席停止扱いとすることができます。

【連絡先】

西東京市立上向台小学校
副校長 河又 学
電話 042-467-1151